

## 佐渡市文化振興ビジョン（仮称）の趣旨

### 1. ビジョンにおける文化の範囲

本ビジョンが対象とする文化の範囲は、文化芸術振興基本法が対象としているもののほか、「文化」は衣食住などの人間の生活様式、景観、自然環境保全などに至るまで広くとらえることができることから、対象とする「文化」の分野を限定することなく、幅広い「文化」を対象にすることとします。

#### 【参考】文化芸術振興基本法が対象としている文化の範囲

- ①芸術（文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊等）
- ②メディア芸術（映画、漫画、アニメーション及びコンピュータ等を利用した芸術）
- ③伝統芸能（雅楽、能楽、文楽、歌舞伎等）
- ④芸能（講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱等）
- ⑤生活文化（茶道、華道、書道等）
- ⑥文化財等（有形及び無形の文化財並びにその保存技術）
- ⑦地域における文化芸術（地域固有の伝統芸能及び民俗芸能）

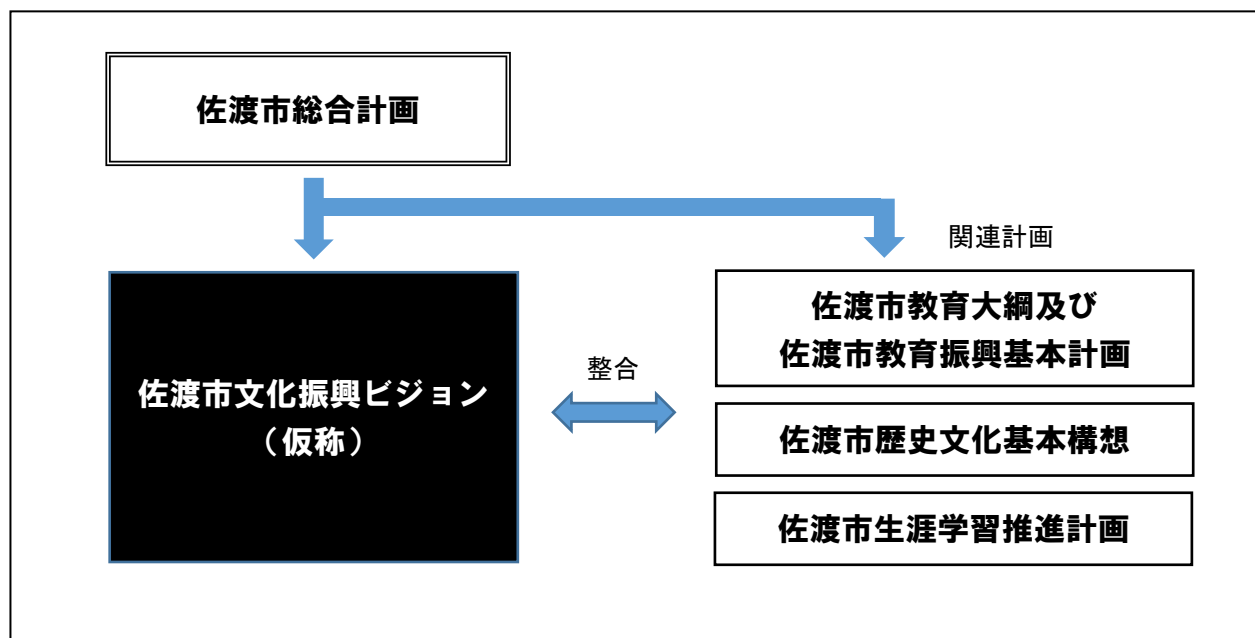
### 2. ビジョン策定の目的

佐渡は古くから島外の文化を受け入れながら島独自の文化を形成し、日本の縮図と呼ばれるほど多種多様な文化が根付いています。また、多様な生物相を育む雄大な自然環境も島内外の人々にとって大きな魅力となっています。この特色ある歴史や地域文化、自然を保護継承し、広く共有することで、わたしたちの心に「郷土愛」が生まれ、この郷土愛が地域の文化をより一層豊かにするとともにまちに賑わいや活力をもたらします。また、平成 29 年の文化芸術基本法の成立や、平成 16 年、平成 30 年、令和 3 年と続く文化財保護法の改正により、文化振興の分野も新たなステージに入ったといえる状況です。

本ビジョンは、こうした現状を踏まえ、市民一人ひとりが郷土に誇りと愛着を持ちながら、豊かな社会生活をおくることができるよう、文化に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的に策定するものです。

### 3. ビジョンの位置付け

本ビジョンは、「佐渡市総合計画」(策定中)を上位計画として、その理念と方針を踏まえ、「佐渡市教育大綱及び佐渡市教育振興基本計画」等の関連計画との整合を図りながら策定する。



### 4. ビジョンの期間

#### (案1)

本ビジョンは、社会情勢や経済情勢、国・県の動向等の変化を鑑み、令和4年度から令和8年度までの5年間を計画期間とし、必要に応じて見直しを図ることとします。

#### (案2)

文化振興については、長い時間をかけて取り組むことで成果が出るものも多く長期的な視点をもって取り組む必要があることから、令和4年度からおおむね10年間を展望した文化振興の方向を示すものとして策定します。ただし、今後の社会情勢や経済情勢、国・県の動向等の変化を踏まえる中で、必要に応じて見直しを図るものとしてします。